

●●● 郡上市景観計画（概要版） ●●●

郡上市景観計画について

平成 15 年 7 月、これからの社会資本整備の方向性を示す「美しい国づくり政策大綱」（国土交通省）が発表され、「この国土を国民一人一人の資産として、わが国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代へ引き継ぐ」という理念が示されました。また平成 17 年 6 月には、わが国で初めての景観についての総合的な法律として「景観法」が施行されました。

『郡上市景観計画』は、この景観法の第 8 条に規定する景観計画として定めるもので、良好な景観の形成に関する方針や、法的な強制力を伴う行為の制限事項等について定めるものです。

～ なぜ今、景観なのか ～

人口減少時代を迎えた現在、活力ある地域を創造していくためには、定住の促進と交流人口の確保に向けて、他と差別化できる競争力を如何に高めるかが重要な視点となっており、これらの観点からは、地域固有の歴史や産業・文化を映し出す“心地よく”“愛着の感じられる”景観が極めて大きな役割を果たすとの認識も高まりつつあります。

郡上市には、かつての城下町の面影を残す町並みや、長良川、吉田川、和良川等の清流に沿った独特の水辺景観が残されており、それらが多くの人々を惹きつける集客資源となっています。これらの魅力をさらに高めて定住人口、交流人口を拡大し、地域活性化に結びつけていく上で、現在の良好な景観の維持・形成が一つの大きなポイントとなります。また高鷲地域では、「ひるがの高原牛乳」や「ひるがの大根」といった農産物の生産が盛んですが、これら農産物の価値を「地域ブランド」として高めて流通販売の拡大を図る上で、その生産地の景観イメージが果たす役割は極めて大きいといえます。

このように良好な景観の形成は、実は地域の活性化と密接に関わっています。

中山間地域に位置する郡上市では、人口減少、少子高齢化が大きな社会問題となっていますが、一方で歴史的な町並みや豊かな自然景観が多く残されています。これらの景観を保全し、またそれらを活かした良好な景観形成を図ることは、今後、活力ある地域として生き残っていく上で、必要不可欠なことといえます。

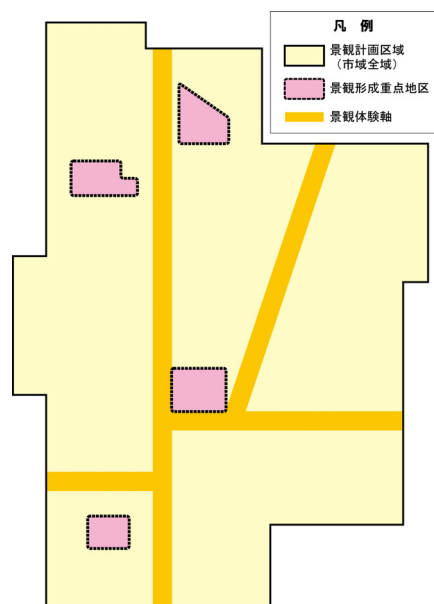


景観計画の区域

郡上市景観計画の区域は**本市全域**とし、景観への影響が大きい大規模な建築・開発行為等に対する規制・誘導を図ります。

また、本市を代表するような特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区を『景観形成重点地区』として位置づけます。「景観形成重点地区」では、地区の特性に応じたよりきめの細かい景観形成基準等を定めることで、地区の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組むこととします。

さらに、多くの人の目に触れ、本市の景観イメージを強く規定することになる主要道路および鉄道を『景観体験軸』として設定します。「景観体験軸」では、より重点的な景観形成を図ります。



郡上市の景観（構造別の特徴）

<山林景観>

- ・市域の約9割を占めており、郡上市の景観の基調をなしています。
- ・市街地や集落景観の背景となっており、市内のどこにいても眺められます。
- ・特に東海北陸自動車道からは連続的に山林景観が眺められ、郡上市の景観を印象付ける重要な景観要素となっています。



（小川峠からの眺め）



（牧/大和町）

<高原・リゾート景観>

- ・主に高鷲町のひるがの高原、上野高原、明野高原といった高原上の景観であり、高冷地野菜の大規模な耕作地や、スキー場、別荘地といったリゾート地としての土地利用が見られます。
- ・緩やかな起伏のある地形で、広々とした開放感のある景観が展開しています。
- ・視界を遮るものが少なく、遠方の山並みの稜線が美しいスカイラインを形成しています。



（上野/高鷲町）

<谷筋集落（洞）景観>

- ・山間を流れる河川沿いの谷筋に形成されている集落の景観であり、細長い形態で空間的な方向性が強いことに特徴があります。また、谷地に急峻な山が迫っており空間全体が狭く、囲まれ感が強く感じられます。
- ・市内に数多く存在する景観構造であり、本市の景観を特徴付けています。
- ・山（里山）、集落、農地、川が一体となった空間構造で、特に谷筋上流側の集落は、昔ながらの閑静な農山村景観が残されています。また、限られた土地を有効に利用するために、棚田や段々畑が形成されている場合も多くみられます。



（気良/明宝）

<沿道集落景観>

- ・郡上市の中では比較的谷幅が広く、広域を繋ぐ道路（国道）が通る長良川、吉田川、和良川沿いに形成されている集落の景観です。
- ・交通量が比較的多い道路沿いに立地していることから、当該タイプの景観は、地域のイメージを形成する上で重要な位置づけとなります。



（相戸/美並町）

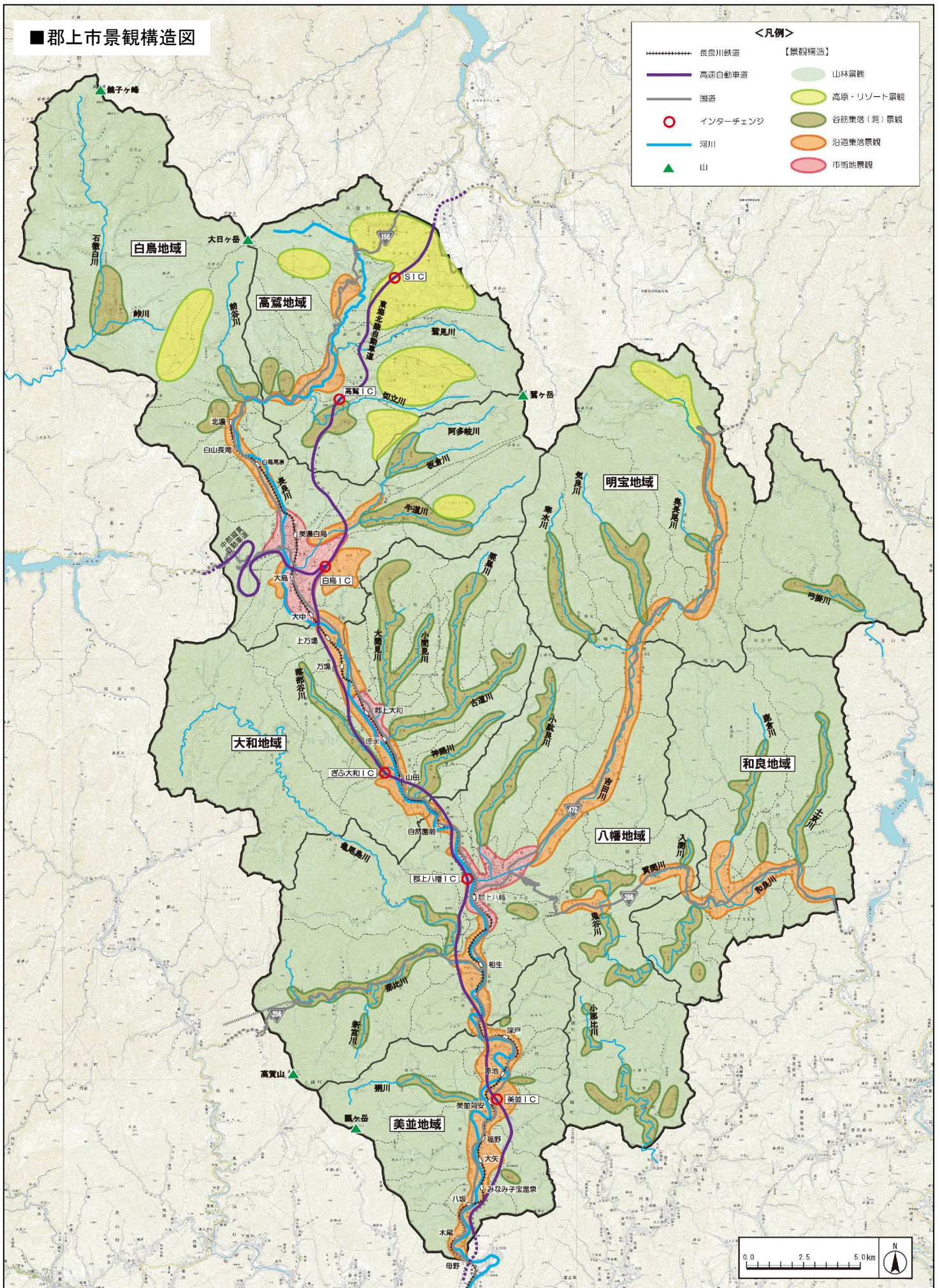
<市街地景観>

- ・人口および行政・商業サービス機能が集積し、建物が連担している地区の景観で、八幡町、大和町、白鳥町の中心部およびその縁辺部の景観が市街地景観に該当します。
- ・出桁や連子格子、袖壁等を有した木造二階建ての建築物が連続する町並み景観が、歴史的な趣を演出しています。
- ・一方、縁辺部では近代的な建物が立ち並び、スプロール的に市街地が拡大している地区も見られます。また、道路沿いに様々な規模、形態、色彩の屋外広告物が掲出されており、雑多な印象を与える地区も存在します。



（八幡町市街地）

■郡上市景観構造図



●基本理念

自然・歴史・文化が映える、ふるさと郡上の「原風景」を みんなの手で守り育てる

本市には、変化に富んだ地形の上に、緑豊かな山林や“清流”長良川をはじめとした数多くの河川が流れ、美しい自然景観が各所に見られます。また、神社仏閣や文化財等の歴史的な資源、歴史的な趣が残る民家や町並み、季節の移り変わりを感ぜさせてくれる祭事等、長い年月の中で先人たちによって守り育まれてきた様々な資源があります。

このような本市の景観は、他に自信を持って誇れるものであり、市民一人ひとりの心の拠り所となる「原風景」を形づくっているものです。私たちには、このようなすばらしい本市の景観を次の世代に受け継いでいく義務があります。

私たちは、本市の魅力となる良好な景観を市民共有の財産として捉え、市民・事業者・行政が一体となって、ふるさと郡上の「原風景」を守り育てていきます。

●景観形成の基本方針

基本方針 1

長良川とその支川、それを取り巻く山林の自然景観を大切にする

本市を縦貫して流れる長良川や、市内を流れる 24 本の一級河川、また市域の約 9 割を占め、本市の景観の“地”となっている山林の自然景観を、後世に残していかなければならない、本市のかけがえのない資源としてとらえ、これを大切に守り育てます。

基本方針 2

固有の地形や土地利用で成り立っている昔からの空間構造を守る

谷間を流れる小川と、周囲を取り囲む丘陵地、谷部の低地に広がる集落や田園が一体となって形成されている谷筋集落の景観など、自然地形と人為の土地利用で成り立っている昔からの空間構造を重視します。

基本方針 3

歴史・文化・慣習によって形づくられた各地区ならではの 個性や誇りを活かしたまちづくりを進める

各地区には、その成り立ちや長い歴史の中で培われた慣習等に基づく個性があり、それを表象するような事物や行事が脈々と受け継がれています。このような各地区の“シンボル”となるようなものを見出し、それを活かした特徴ある景観づくりを行います。

基本方針 4

郡上市の景観イメージを強く規定する沿道景観を良好に保つ

比較的幅の広い谷筋を走る国道等の主要道路は、郡上市の景観を体感する主要な視点場となることから、これらの道路および沿道エリアを明確に位置づけ、より重点的な景観形成を図ります。

<山林景観>

○山林の区分による目的に応じた森林整備や管理の実施

自然環境の維持を重視する森林、生産を重視する森林、また景観面において特に適切な管理が求められる山林などに区分し、目的に応じた森林整備や管理の方法を見定めることで、良好な山林景観の維持・形成を目指す。

○主要道路沿い等における山林の適切な管理の実施

主要道路沿いの山林等については、重点的に間伐や枝打ちなどによる、“見える山”“見せる山”としての適正管理に努める。



<高原・リゾート景観>

○宅地開発要綱等の制定等による落ち着きあるリゾート地の形成

宅地開発要綱等の制定等により、既存樹林を極力残した、ゆとりある宅地規模の開発を促すとともに、伸びやかな高原景観の眺めを阻害するような主要道路沿いの看板類の乱立を抑制し、高原ならではの伸びやかに広がる農地や豊かな自然環境を活かした、落ち着きあるリゾート地の形成を目指す。



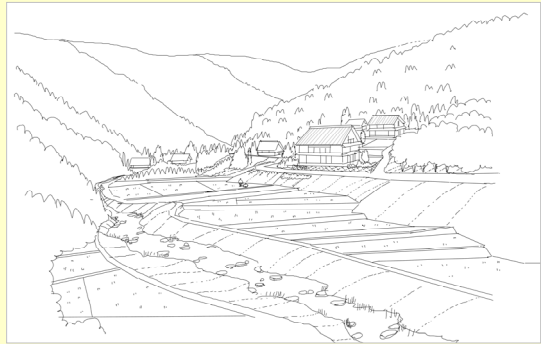
<谷筋集落（洞）景観>

○移住者の受け入れ促進等による集落コミュニティの維持・形成

都市住民との交流活動の展開、空き家等の住宅ストックを活用した移住者の受け入れ促進を図り、集落景観の維持・形成の担い手となる集落コミュニティの維持・形成に努める。

○“洞”の空間構造の維持

集落の裏山の適切な維持管理、伝統的な農家の建物や石垣等の保全・継承、営農活動支援等による棚田等の維持等により、本市の景観を強く特徴付けている“洞”の空間構造を維持する。



<沿道集落景観>

○秩序ある土地利用の誘導や看板類の整除等による

良好な沿道景観の形成

大規模建築物の出現や大規模開発の抑制、道路沿いにおける看板類の規制、道路沿いの建物等の高さや色彩、素材、様式の誘導、耕作放棄地の出現の抑制や景観形成作物の植え付けの推奨等によるまとまりある田園景観の維持、道路沿いにおける草花の植栽等により、道路利用者を迎え入れるホスピタリティが感じられる沿道景観の形成に努める。



<市街地景観>

○住民協定の締結等による伝統的な町並み景観の維持・形成

伝統的な建築様式の尊重による歴史的趣が連担する町並みの維持・形成、住民協定等による建物の色彩、高さ等の規制・誘導等により、市街地の伝統的な町並み景観を磨き、育てる。

○市街地近郊における秩序ある土地利用誘導

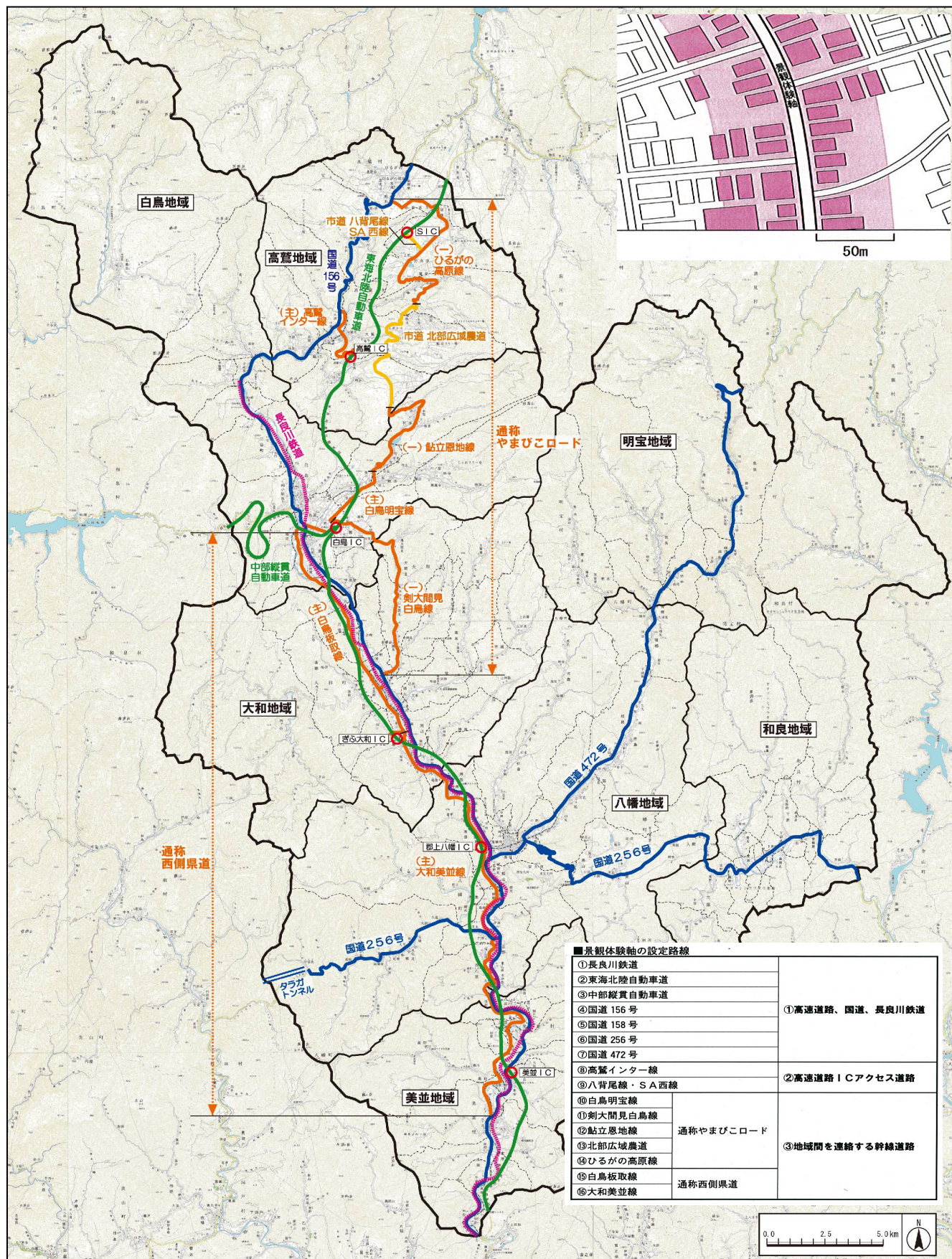
市街地近郊エリアでは、都市計画の土地利用区分に基づく規制・誘導を図ることで秩序ある土地利用を促す。また国道等の幹線道路沿いにおいては、看板類の適切な規制を図る。



●景観体験軸の設定

本市は、比較的幅の広い谷筋に地域間をつなぐ国道等の主要道路が走っており、比較的交通量の多い、これら主要道路から眺められる沿道景観が、本市の景観イメージを強く規定しています。

そこで、本市の景観を体感する場となり、本市の良好な景観イメージを形成する上で極めて重要な位置づけとなる主要道路および鉄道を『景観体験軸』として設定し、より重点的な景観形成を図ることとします。



建築・開発行為等の制限に関する事項

良好な景観形成を進めるため、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれのある大規模建築物の建築行為等を行う場合には、本章に定める景観形成基準に基づき、適切な規制・誘導を図ります。

●届出の対象行為

行為の種類		行為の規模	
		市域全域	景観体験軸に指定した道路・鉄道から幅50mにかかる行為
①建築物の建築等	新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（当該建築物と一体となる工作物を含む）。ただし、増築または改築に係る部分の床面積の合計が100㎡以下のものは除く。	高さ11m以上、又は同一敷地における建築物の延床面積の合計が1,000㎡以上の建築物。	高さ9m以上、又は同一敷地における建築物の延床面積の合計が500㎡以上の建築物。
②工作物の建設等	新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。ただし、工事に必要な仮設のものは除く。	高さ15m以上、擁壁については見附面積50㎡以上のもの、太陽光発電設備については、太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が1,000㎡以上のもの。	高さ10m以上、擁壁については見附面積30㎡以上のもの、太陽光発電設備については、太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が300㎡以上のもの。
③開発行為（都市計画法第4条第12項で規定する行為）		開発区域3,000㎡以上の開発。	
④土石の採取等における土地の形質の変更		採取面積3,000㎡以上、又は変更により生じる法面、擁壁の高さが3m以上、かつ長さが10m以上のもの。	
⑤屋外における土砂・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積		屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件（家畜用飼料を除く）の堆積で、堆積に係る面積が500㎡以上のもの、ただし、家畜用飼料の堆積、および工業団地の区域内で行われる堆積など見通すことができない場所で行われるもの、および60日を超えて継続しないものは除く。	

●景観形成基準

①建築物の建築等

基準	
高さ	★ 周辺景観に威圧感、圧迫感を与えない高さとし、周辺の町並みのスカイラインとの協調に努める。 ★ 全域における高さの最高限度の基準を15m（5階建て程度）とする。
配置形態	★ 地形や町並みなど周辺景観の基調を確認し、それを乱さないような配置、形態とする。 ★ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な擁壁が生じないようにする。 主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。 （主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。） 商業施設や業務施設の倉庫やバックヤードは、道路から内部が直接見えないような配置とする。
材質	★ 汚れが目立たず、経年変化により味わいの増す外壁材料を使用する等の工夫をする。 ★ 外壁材・舗装材・外構などは、自然素材（石、木材など）を積極的に活用する。 ★ 光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたって使用することは避ける。
意匠	★ 周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫する。 ★ 周辺の建物と統一感を持たせ、連続性のある町並み形成に努める。（屋根形状や軒の出、高さ等） ★ 歴史的町並みを有し、周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成されている地域においては、周辺の建築様式を継承した意匠に努める。 ★ 大規模建築物にあっては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努める。 ★ 大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにする。
色彩	★ 使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りでない。 ★ 外観の色彩は、別表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、および無彩色の屋根についてはこの限りでない。
附帯施設	外壁に附帯する配管設備などは、道路・鉄道からできるだけ見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面との同一の色調とするなど、建築物全体との調和を図る。 高架水槽や冷却塔設備などを屋上に設置する場合は、道路・鉄道からできるだけ見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により隠す。 屋外階段は、建築物等と一体的なデザインとするか、道路・鉄道から見えない位置に設置する。
外構	★ 地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努める。 ★ 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残す。 道路境界部分を歩道と一体的に利用するなど、修景のためのスペースをとることにより、建築物の前面にゆとりと潤いのある空間を確保するよう努める。 道路などの公共空間に面して、垣またはさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、生垣や透視可能な構造とするよう努める。 駐車場やごみ置き場等は、植栽などの工夫により、内部が道路側から目立たないように努める。 ★ 景観体験軸沿いのエリアにおいては、建築物等の敷地面積が0.3ha以上であるものについて、原則として敷地面積の20%以上を緑化する。（なお、景観体験軸沿い以外のエリアは同値を目標値とする。）

※★印が市域全域に適用する基準（★印以外の基準は景観体験軸沿いにかき適用しない）

②工作物の建設等

基 準	
配置形態	★ 地形や町並みなど周辺景観の基調を確認し、それを乱さないような配置、形態とする。
	★ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な擁壁が生じないようにする。
	★ 太陽光発電設備は、傾斜地（勾配30度以上）および景観体験軸から望みえる場所への設置を避ける。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。
	★ 主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。（主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。）
	★ 敷地境界線からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。
擁壁については高さを極力抑え、原則5m以下とする。	
材質	★ 汚れが目立たず、経年変化により味わいの増す外壁材料を使用する等の工夫をする。
意匠	★ 周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫する。
	★ 工作物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。
★ 大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにする。	
色彩	★ 使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りでない。
	★ 外観の色彩は、別表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、および無彩色の屋根についてはこの限りでない。
	★ 太陽光発電設備のパネルは低反射（反射光を抑える）処置が施されたものを使用する。
外構	★ 地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努める。
	★ 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残す。
	★ 道路などの公共空間に面して、垣またはさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、生垣や透視可能な構造とするよう努める。
★ 景観体験軸沿いのエリアにおいては、工作物等の敷地面積が0.3ha以上であるものについて、原則として敷地面積の10%以上を緑化する。（なお、景観体験軸沿い以外のエリアは同値を目標値とする。）	

③開発行為

基 準	
地形形状	★ 造成は必要最小限のものとし、既存の地形・樹木などの自然条件を活かすことで、景観上の違和感を生じさせないようにする。
法面・擁壁等	★ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。
	★ 擁壁については高さを極力抑え、原則5m以下とする。
緑化	★ 法面は緑化等により周辺の景観及び町並みとの調和に努める。
	★ 大規模な木竹の伐採は可能な限り避け、やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。また、表土の保全を図る。
	★ 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。
	★ 道路等の公共空間との境界部分については緑化に努める。
★ 区域内にある既存樹林の保全面積及び緑化面積の合計は、原則として開発区域面積の15%以上とする。	

④土石の採取等における土地の形質の変更

基 準	
★ 変更は必要最小限のものとし、既存の地形及び景観を著しく変更しないよう努める。	
★ 景観体験軸として設定した道路・鉄道から容易に望みえないよう採取、掘採位置及び方法を工夫する。	
★ 生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじませるよう努める。	
★ 採取後は、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努める。	

⑤屋外における土砂・廃棄物再生資源その他の物件の堆積

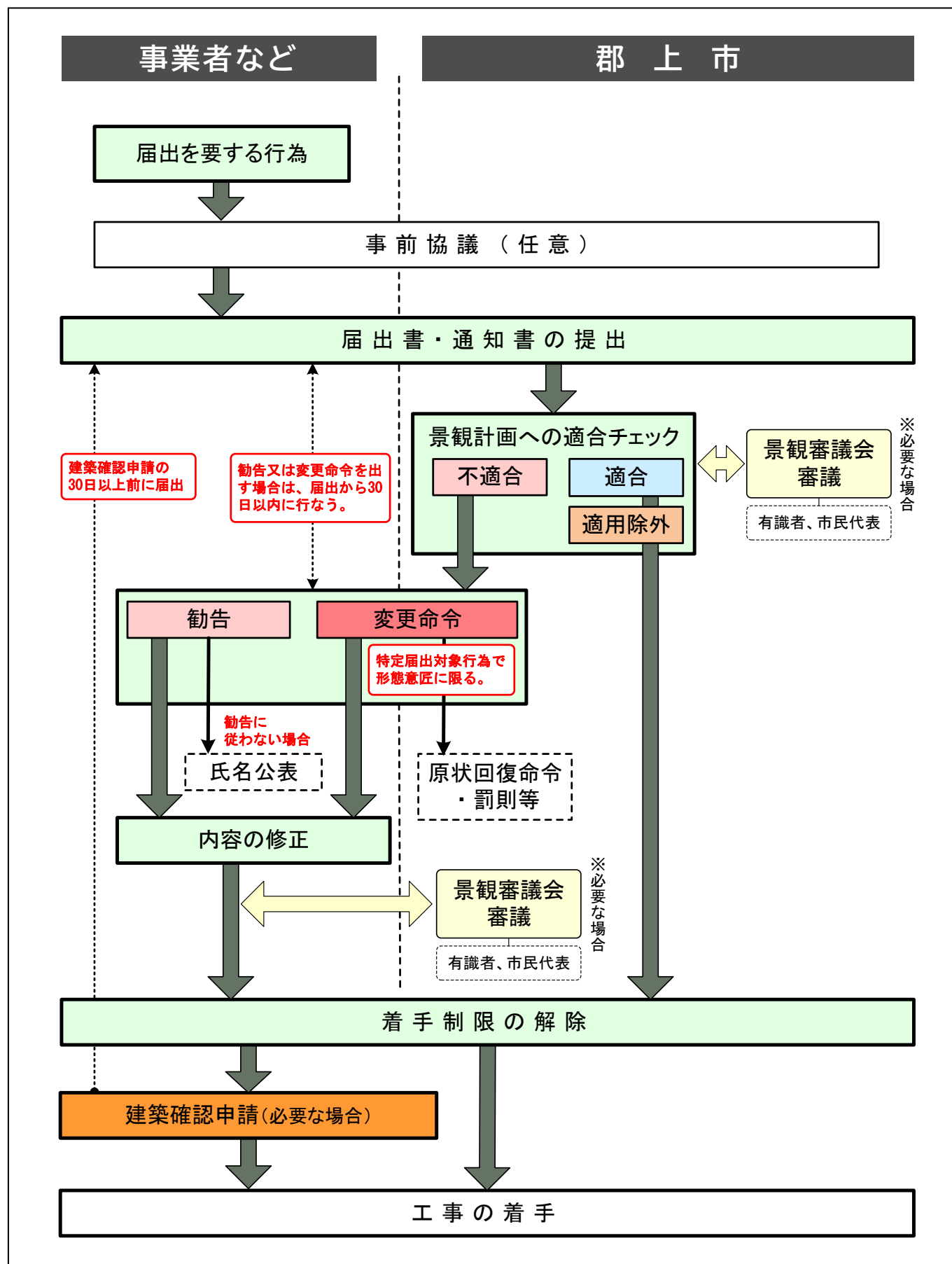
基 準	
★ 景観体験軸として設定した道路・鉄道から望みえる範囲においては、長期に渡り土砂、廃棄物、再生資源などの堆積は行なわない。	
★ 堆積を行う場合は、景観体験軸として設定した道路・鉄道から堆積物が見えないよう配置を工夫する。それが困難な場合は、植栽や塀を設ける、積み上げ高さを低く抑える等の配慮を行う。	

※★印が市域全域に適用する基準（★印以外の基準は景観体験軸沿いにしか適用しない）

■建築物・工作物の色彩の基準

色相	R (赤系)	Y R (黄赤系)	0.1 Y ~ 5 Y (黄系)	5 Y ~ 10 Y (黄系)	G Y ~ R P (黄緑系 ~ 赤紫系)	N (無彩色)
明度	2 以上	2 以上	2 以上	2 以上	3 以上	2 以上
彩度	4 以下	6 以下	4 以下	2 以下	2 以下	—

手続きフロー



景観重要建造物・樹木の指定の方針

景観重要建造物および樹木の制度は、良好な景観形成に資する重要な建造物（建築物及び工作物）と樹木を指定し、積極的に保全するものです。

景観重要建造物または景観重要樹木に指定されることにより、所有者には適正な管理義務が課せられます。また、現状変更については、市長の許可を得た上で行うこととなります。ただし、現状変更の規制がかかることにより生じる損失については、市から補償されます。また、相続税についても、その評価において、利用上の制限の程度に応じた適正な評価がなされます。

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、景観重要建造物・樹木として指定していきます。

●景観重要建造物の指定の方針

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- 市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 外観が伝統的様式や技法で構成され、地域の規範になっているもの
- 街角やアイストッブに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 優れた意匠・デザインを有し、建造物としての価値が高いもの
- 再び造ることができないもの
- その他、地域の良好な景観形成に貢献している建造物等

●景観重要樹木の指定の方針

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、樹木の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- 市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 街角やアイストッブに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 品格や風格が備わり、優れた樹姿（樹高や樹形）のもの
- 社寺林や地域の骨格となる樹林などを構成する主たる樹木

景観重要公共施設の整備に関する事項

良好な景観形成を推進していく上で、行政が先導的な役割を果たすことが求められます。道路や河川、公園等の公共施設は地域景観の骨格や拠点となる重要な役割を担います。そのため、道路や河川といった公共施設の内、本市の景観形成上、大きな影響を及ぼす公共施設については、国や県等の関係機関と協議の上、景観重要公共施設として指定し、地域の景観形成にふさわしい整備を進めます。

なお、景観体験軸に設定した道路については、全て景観重要公共施設に指定候補とします。

【景観重要公共施設に位置づけることが可能な施設】

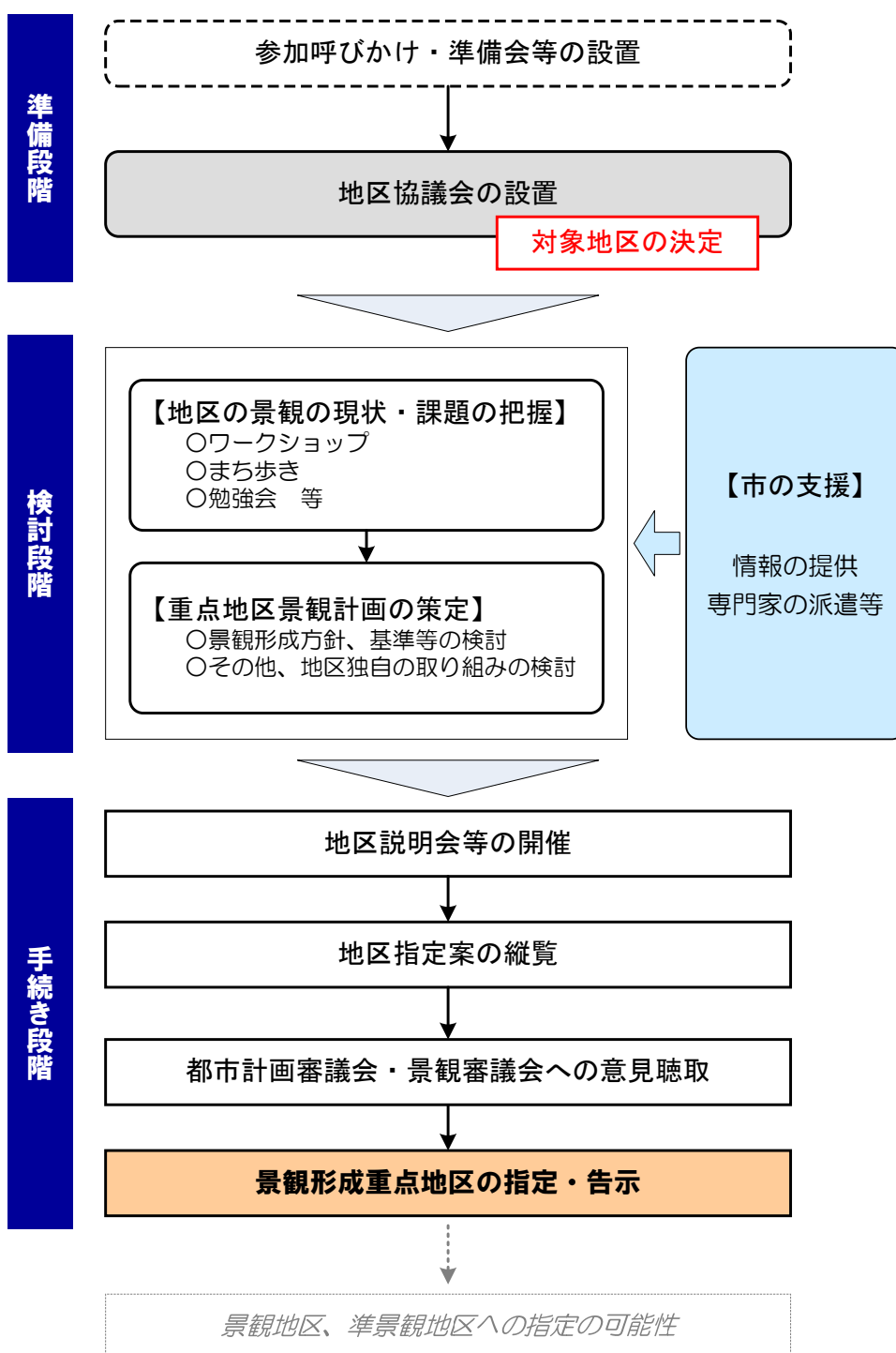
- | | |
|---------------|-----------------------|
| ○道路法による道路 | ○河川法による河川 |
| ○都市公園法による都市公園 | ○自然公園法による公園事業に係わる施設 等 |

景観形成重点地区における景観計画

本市を代表するような特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区を対象に、住民等の合意形成に基づき、より重点的に景観形成に取り組む『景観形成重点地区』として位置づけます。この景観形成重点地区では、郡上市景観計画との整合性を図りながら地区独自の景観計画を策定し、地区の特性に応じた景観形成かした景観形成に取り組むこととします。

なお、景観形成重点地区は、市域全域および景観体験軸沿いよりも重点的に景観形成に取り組むエリアとすることから、行為の制限に関する事項についても、より厳しい基準を設定することを前提とします。

■景観形成重点地区の指定の手順



今後の進め方

今後は、本計画に定めた基準等に基づき、良好な景観の保全・形成に関わる取り組みを実施していくこととなりますが、特に以下の3つを今後実施していく取り組みの“柱”として位置づけます。

1. 規制・誘導による景観の保全・形成

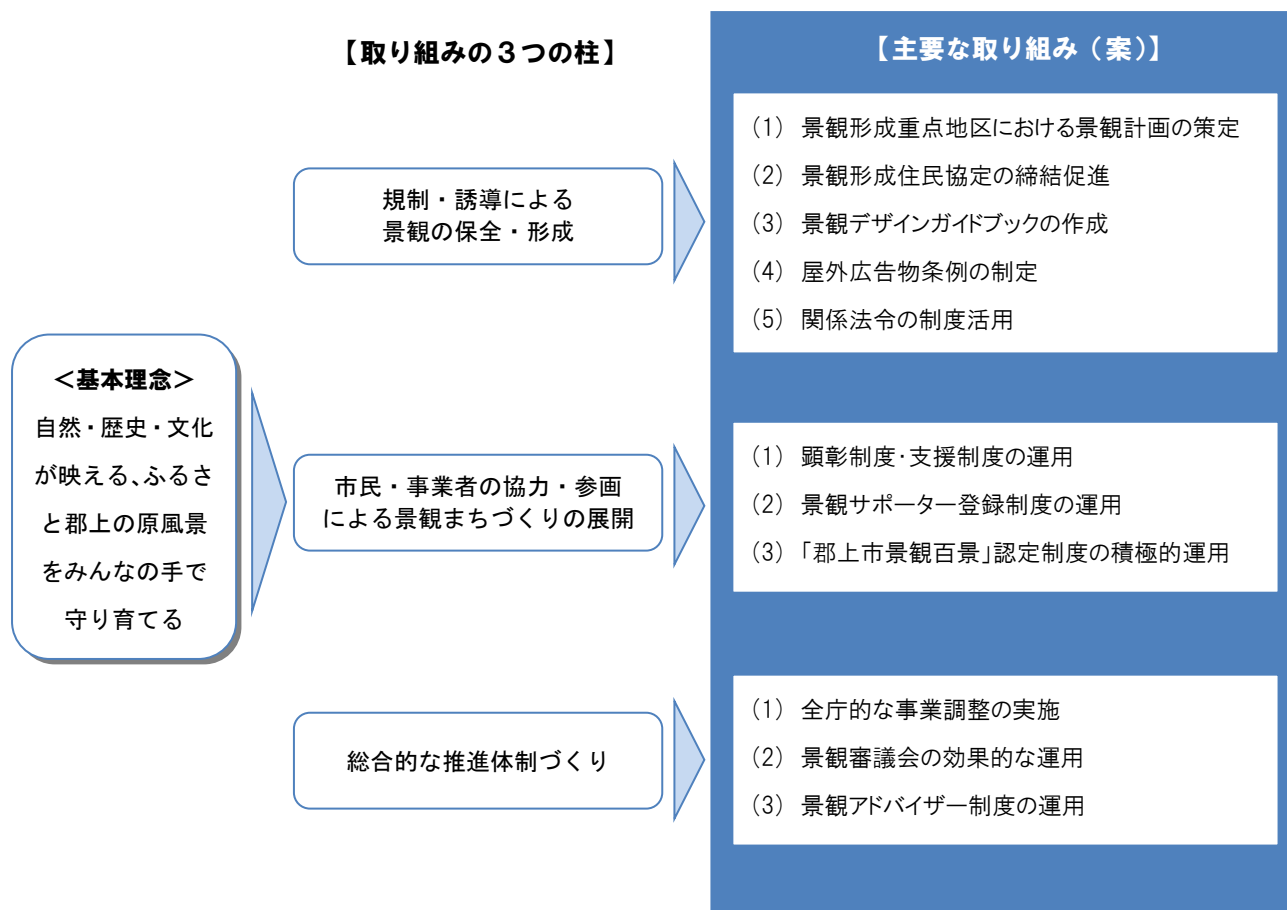
本計画に定めた基準等に基づき、景観への影響の大きい行為を適切に規制・誘導していくことはもとより、景観形成重点地区における独自の景観計画の策定、景観形成住民協定の締結促進、景観デザインガイドブックの作成、屋外広告物条例の制定、都市計画法等の関係法令の制度活用を行い、規制・誘導による景観の保全・形成を図っていきます。

2. 市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開

良好な景観の保全・形成にあたっては、市民や事業者の協力・参画が必要不可欠となります。そのため、市民・事業者の意識啓発や協力体制(パートナーシップ)を強化するような取り組みを展開していきます。

3. 総合的な推進体制づくり

良好な景観を保全・形成を実現するために、景観審議会を効果的に活用するとともに、外部の有識者等からアドバイスを受けられるような推進体制を構築します。



●お問い合わせ●

郡上市建設部都市住宅課

〒501-4211 岐阜県郡上市八幡町初音1727番地2 TEL 0575-67-1814 FAX 0575-65-3825